



熊本県公報

第12724号

平成30年5月22日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成30年度保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託……………(子ども未来課) 1
- 熊本都市計画区域区分の変更……………(都市計画課) 1
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 2
- 土地改良区役員の退任及び就任……………() 3
- 水俣都市計画道路(袋インター線)の変更(水俣市決定)……………(都市計画課) 3
- 熊本都市計画地区計画(平成ニュータウン地区地区計画)の変更(熊本市決定)……………() 3
- 熊本都市計画地区計画(熊本駅前南A地区地区計画)の変更(熊本市決定)……………() 3
- 熊本都市計画地区計画(熊本駅前東B地区地区計画)の変更(熊本市決定)……………() 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 3
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定……………() 4
- 基本測量の終了……………(監理課) 4
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可……………() 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県明るい選挙推進協議会第1回会議の開催……………(選挙管理委員会) 6

正 誤

- 平成30年3月27日熊本県教育委員会告示第8号(文化財の指定)中……………(文化課) 7

告 示

熊本県告示第414号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 2 委託の相手方
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町一丁目6番2号アーバンネット麴町ビル6階
- 3 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

熊本県告示第415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期

間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
市街化区域に編入する区域
合志市須屋字上出口、字西大窪、字東大窪及び字群窪の各一部、御代志字赤松、字大窪、字東海道及び字除ノ上の各一部、栄字杉山及び字弘山の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課、熊本県県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町土木部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市建設課
- 4 縦覧期間
平成30年5月22日から平成30年6月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

熊本県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字六谷 4453番4地先から 同所 3673番地先まで	前	6.4 ～ 10.3	27.9	災害復旧
			後	6.4 ～ 19.4		

- 2 区域を変更する期日 平成30年5月22日

公 告

熊本県公告第282号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部開パ地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	飯星 義捷	上益城郡山都町御所3154番地
理事	大林 輝光	上益城郡山都町御所914番地
理事	小田原 昭弘	上益城郡山都町黒川76番地
理事	藤岡 潔	上益城郡山都町下名連石1031番地
理事	成瀬 智寿	上益城郡山都町下名連石5273番地
理事	大久保 隆	上益城郡山都町杉木2210番地
理事	松本 光也	上益城郡山都町鶴ヶ田424番地
監事	大窪 雄治	上益城郡山都町御所1437番地
監事	山本 憲夫	上益城郡山都町下名連石391番地
監事	藤河 幸喜	上益城郡山都町大平509番地2
就任		
理事	甲斐 義孝	上益城郡山都町御所1264番地
理事	大林 福己	上益城郡山都町御所4737番地
理事	大林 春雄	上益城郡山都町黒川1117番地
理事	鳥井 雄功	上益城郡山都町下名連石241番地
理事	岩永 一則	上益城郡山都町下名連石4593番地

理事	川上 清一郎	上益城郡山都町布田2102番地
理事	藤原 修一	上益城郡山都町鶴ヶ田453番地
監事	堀 治志男	上益城郡山都町御所3713番地1
監事	柴田 敏光	上益城郡山都町下名連石515番地
監事	兼瀬 勇健	上益城郡山都町鶴ヶ田2103番地

熊本県公告第283号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	吉住 健二	上益城郡御船町高木1776番地
就任 理事	吉住 明宏	上益城郡御船町高木1776番地

熊本県公告第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により水俣市から水俣都市計画道路（袋インター線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（平成ニュータウン地区地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（熊本駅前南A地区地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（熊本駅前東B地区地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡南関町大字下坂下字山口4657番1、同4658番、同4660番3の一部、

同字兎谷4668番1の一部、同4668番6、同4668番15、同4668番23の一部、同4668番24の一部、同4668番27、同4668番29、同字山ノ神4669番1、同4669番4、同4669番11及び同4669番12
42,767.19平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

玉名市大浜町2173番地1
丸光ホールディングス株式会社

熊本県公告第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営加恵本村地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

県営加恵本村地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年5月23日から平成30年6月19日まで

3 縦覧場所

菊池市役所

熊本県公告第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営旭志中央地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

県営旭志中央地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年5月23日から平成30年6月19日まで

3 縦覧場所

菊池市役所

熊本県公告第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）	平成29年11月13日から 平成30年 3月23日まで	熊本市、菊池郡菊陽町

熊本県公告第292号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人ファームやっこ	八代市井揚町	八代市高小原町字南井上1645番ほか5筆

農事組合法人ファームやっこ	八代市井揚町	八代市永碓町字長割1141番ほか160筆
村岡 睦裕	八代市高小原町	八代市高小原町字本畑割1602番1ほか28筆
嶋田 晴夫	八代市井揚町	八代市井揚町字式番割2773番1ほか5筆
鞍本 敏男	八代市沖町	八代市沖町字四番割3573番1
高野 忠行	八代市沖町	八代市高小原町字中塘割1455番ほか10筆

2 認可年月日
平成30年5月15日

熊本県公告第293号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市乙姫字下山ノ下746番ほか1筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字上草原山505番
渡邊 良作	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町北坂梨字小柳494番ほか2筆
農事組合法人高藤農場	阿蘇市永草	阿蘇市赤水字本赤水959番1ほか1筆
尾方 寿一	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字足田木2549番ほか1筆
永尾 春馬	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1367番1
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上高原59番10ほか1筆

2 認可年月日
平成30年5月15日

熊本県公告第294号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月22日から同年6月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
前田 豊和	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字今新開割819番ほか2筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字三反田846番ほか14筆
田代 敦夫	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字薬師堂22番ほか11筆
出田 知行	熊本市東区画図町	熊本市南区近見九丁目924番1ほか4筆

農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口560番ほか21筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部三丁目1741番ほか2筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字迎高田1330番1ほか1筆
株式会社那須自然農園	宇土市岩古曾町	熊本市南区富合町木原字永宮1390番1ほか5筆
福田 誠也	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町杉島字長江1084番2ほか5筆
山本 春喜	合志市須屋	熊本市北区植木町有泉字保多田32番ほか1筆

2 申請年月日
平成30年5月8日

熊本県公告第295号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月22日から同年6月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山下 恭平	葦北郡芦北町田浦	葦北郡芦北町大字宮崎字村下295番1ほか6筆
福田 修一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字八ツ万758番

2 申請年月日
平成30年5月9日

熊本県公告第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1473番3及び同1473番4
333.68平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1938番地8
井手 和浩

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。
平成30年5月22日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 開催日時
平成30年6月4日（月）午後3時30分から午後4時30分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 平成29年度下半期の事業実施状況報告について

- (2) 平成30年度明るい選挙推進事業計画(案)について
(3) その他
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班)
(電話096-333-2104(ダイヤルイン))

正 誤

平成30年3月27日付け熊本県教育委員会告示第8号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
14	41	熊本県球磨郡湯前町字後原 2824番地	熊本県球磨郡湯前町下里 2428番地